



2月22日は「行政書士記念日」



埼玉県行政書士会 関口隆夫会長に聞く

頼れる「街の法律家」 デジタル行政と県民の懸け橋へ 被災者支援協定、民間調停などで地域に貢献



感染症予防に配慮して行われた大宮支部主催の「相続・遺言無料相談会」＝2020年10月、さいたま市大宮区のそごう大宮店連絡通路



聞き手の関根正昌埼玉新聞社社長。インタビューは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインにて行われた。

きょう2月22日は、「行政書士記念日」。1951(昭和26)年2月22日に行政書士法が公布され、行政書士制度が誕生してから今年70周年に当たる。今年6月4日に施行される改正行政書士法では、法律の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」が明記され、一人行政書士法人が認められるなど大きな改革が行われる。また、デジタル庁の創設や押印廃止などベーパーレス化・電子化の流れが加速する中で「街の身近な法律家」の役割はどう変わるうとしているのか。埼玉県行政書士会の関口隆夫会長に聞いた。

(聞き手・関根正昌埼玉新聞社社長)

代行から代理人へ

ー現在、埼玉県内が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下ということもあり、オンラインインタビューとさせていただきまして、どうぞよろしくお願いいたします。はじめに関口会長の経歴からお願いますか。

関口 会長の関口隆夫です。どうぞ宜しくお願いします。私は大学卒業後2年目の24歳で、開業しました。行政書士会に公務員やサラリーマンなど様々な前職の方がいますが、私はゼロからの開業でした。2019年5月の総会で会長に就任しました。

ー行政書士制度70年の歴史についてお聞かせください。

関口 行政書士法の制定が1951年2月22日。その年の9月に日本はサンフランシスコ講和条約で独立を果たしたので、行政書士法ができた時、日本はまだ独立できていなかった。行政書士法は議員立法で制定され、議員立法は全会一致が原則。全ての政党、会派が賛成しないと成立しない。制定当初もそうでしたが、



埼玉県行政書士会 関口 隆夫 会長

せぎぐち・たかお 1958年(昭和33年)生まれ、横瀬町出身。早稲田大学法学部卒。行政書士合格後、1983(昭和58)年に行政書士事務所開業。1989年県内最年少で秩父支部長。1995(平成7)年、埼玉会の業務三部長に就任し、以後監察部長、運輸交通部長、ADR委員長を歴任。2011年副会長、19年5月会長。趣味はマラソン、読書。座右の銘は「若木は嵐に育つ」「明けない夜はない」

幅広い取扱業務

ー行政書士会の会員は全国で約5万人もいるのですか。

関口 埼玉県行政書士会の会員は25000人を超え、全国で5番目に多いんです。私が入会した1983年当時、埼玉県は1000人未満だったのでだいぶ増えましたね。

ー前職の多様な人が集まっているのは心強いですが、なにが仕事で幅広いのですか。

関口 一言で言えば、行政書士は他の法律で制限されていない、官公庁に提出する書類を全てできます。許認可だけで1万件くらいあるとも言われています。

ー宅地建物取引業者免許申請や風俗営業の許可申請など本場に多岐にわたっているようです。

関口 一番多い業務は建

社会貢献活動、相続・離婚の調停も

ー社会貢献事業も積極的に行われていますか。

関口 災害時における被災者支援協定を2016年

3月、埼玉県と締結しました。災害が起こった時、我々の守備範囲内の相談と罹災証明書の発行支援がメイン。他の団体も自治体と防災協定や支援協定を結んでいますが、罹災証明書の発行支援を掲げているのは行政書士会の特徴です。

ー被災時に罹災証明書は必ず必要なのでしょうか。

関口 壊れた建物を建て直す時に行政から補助金や支援金を受けるには罹災証明書を添付しなければなりません。災害の発生当初は非常に混乱しているし、役所に行かない方もいる。我々が代理で発行窓口に応じて書類を書き、本人に届けることもできます。

埼玉県を含む県内64の自治体のうち現時点で60の自治体と支援協定を結んでいます。2019年の台風19号の時は小川町から要請を受け支援活動を行いまし約10日間、東松山支部の会員約10人と本部が交代で発行窓口へ伺い、罹災証明書の発行支援をしました。この後、協定を締結する自治体は急激に増えました。

ー他にもたさんの社会貢献活動を教えてください。

関口 まず法教育です。遺産分割の場場合に遺産分割協議書を作り出す。これは典型的な権利義務事実証明。交通事故の調査書類等も作ります。あとは一般的な契約書。日本もアメリカ並みの契約社会になり、社内で使ったり、お客さんと交わしたりする契約書を専門に取り扱う行政書士もいます。

ー相談だけでもお願いできるのでしょうか。

関口 まずはお近くの行政書士に連絡ください。行政書士は他の法律で制限されていない、官公庁に提出する書類を全てできます。許認可だけで1万件くらいあるとも言われています。

デジタル化に対応

ー押印廃止も決まり、デジタル化が進みますか。

関口 押印廃止はデジタル化の露払いと言うか、デジタル化を推進するための一つの手段だと思います。ただ今回の押印廃止は急過ぎた。多くの省令の改正が昨年12月28日。その日の夕方に各県の窓口の下り、もう1月4日から押印廃止なので行政も戸惑っているのでは。9月1日にはデジタル庁ができます。デジタル化は不可避ですが、その過程は筋道を立てて準備してほしいです。我々は昨年12月18日の理事会で「デジタル化対策委員会」を立ち上げました。

ーその委員会では、どんなことを目指されますか。

関口 まず情報収集。政府のデジタル化政策がどう進むのか、具体的にどんな形で行われるのか。それによって我々の業務がどう変わりますよということをや、研修会などを通じて会員に説明しなければなりません。

ー押印廃止は犯罪に悪用される恐れとかはないのでしょうか。

関口 一番大事なものはセキュリティです。最近、インターネットで住民票が取得できる業者の情報があり、調べたところ、行政に出した書類に本人が押した覚えのない印鑑が押されていた。本人が知らないところで勝手に住民票が取られてしまふ。デジタル化されるとさらに危険性が高まる。

関口 できますが、なかなか難しいですね。埼玉会の場合、他県の会よりも認証に時間がかかりました。通算半年から1年のところを足かけ3年。でも今なれば良かったと思います。

ー都6県と接する埼玉県は県境の紛争もけっこうある。当事者が埼玉と東京、埼玉と茨城、埼玉と群馬といった事案は、以前はできませんでしたが、2019年に規則を改正し、隣県の当事者との紛争も扱えるようになりました。これも全国で埼玉だけですね。

判決すら、押さないわけですから。さらに懸念されるのは許認可におけるなりすましです。セキュリティがしっかりしていなければ第三者がなりすまして許認可の廃業手続きを取るようなことができてしまふ危険性もある。まさに犯罪になりかねません。また、無資格者による被害も十分考えられます。

ーデジタル化は便利な反面、危険もはらんでいる。しっかりした対策が求められますね。それでは、最後に今後の抱負を含めお願いします。

関口 今年は埼玉県も誕生150周年ですね。今後50年先、100年先を見据え、次の人たちがやりやすい環境づくりを考え、組織の見直しや改善を進めます。今回の行政書士法改正で最も大きいのは、目的に「国民の権利利益の実現に資すること」を加わったことです。このことを再認識し、お客さまの利益を第一に実現することを心がけたい。原点に立ち返り、倫理観を持って業務を行う組織、会員でありたい。行政書士は「街の身近な法律家」であり、県民に一番近い士業ということを改めて申し上げたいと思います。

ー本日は、リモート取材となりましたが、埼玉県行政書士会の益々の発展を期待しております。ありがとうございました。

暮らしと事業のご相談から手続きまで
お近くの行政書士に
お任せください

役所への手続き(国・県・市町村役場)
遺言・相続・成年後見
車を地元ナンバーに変更

事業を始めたい
営業許可を取得したい
事業承継の相談をしたい



埼玉県行政書士会

〒330-0062さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号

TEL 048-833-0900



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユミサクくん